

類	特定外来生物の種類	特定外来生物の種類 (学名)	公示/確認/認定	主体名	区域	期間	防除の目標	防除の内容	主務大臣	防除の一部を行う市町村名
哺乳類	ヌートリア	Myocastor coypus	公示	環境省	大阪府のイタセンバラ生息地及びその周辺	R5.9.1～ R15.3.31	希少種の生息や繁殖への被害の低減化及び生息域の拡大の防止	はこわな等により捕獲し、適正に処分する。	環境、 農林水産	
哺乳類	ヌートリア	Myocastor coypus	確認	京都市	京都市全域 (ただし、国及び京都府の管理地は除く。)	R6.2.16～ R16.2.15	被害低減のための低密度管理	はこわな等により捕獲し、適切に処分する。	環境、 農林水産	
哺乳類	アライグマ	Procyon lotor	公示	環境省	京都府及び兵庫県のアベサンショウウオ生息地及びその周辺	R5.9.1～ R15.3.31	希少種の生息や繁殖への被害の低減化及び生息域の拡大の防止	はこわな等により捕獲し、適正に処分する。	環境、 農林水産	
哺乳類	ヌートリア、アライグマ	Myocastor coypus, Procyon lotor	公示	奈良県 (県内38市町村)	奈良県全域	R5.5.30～ R15.5.29	防除を行う区域から完全排除することを最終的な目標とするが、当面の目標として、新たな定着や生息分布域の拡大を防ぎ、防除対象によって引き起こされる各種被害の低減を図ることとする。	はこわな等による捕獲	環境、 農林水産	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
魚類	ブルーギル、オオクチバス	Lepomis macrochirus, Micropterus salmoides	公示	環境省	京都府のアユモドキ生息地及びその周辺	R5.9.1～ R15.3.31	希少種の生息や繁殖への被害の低減化及び生息域の拡大の防止	投網、刺網、たも網等地域の現状に応じた効果的な手法で捕獲し、適正に処分する。	環境、 農林水産	
植物	ナルトサワギク	Senecio madagascariensis	公示	環境省	瀬戸内海国立公園 (兵庫県洲本市成ヶ島)	R5.9.1～ R15.3.31	在来種の保護及び生息域の拡大の防止	実生から成熟株まで人力により主根を残さず抜根収集する。収集後は逸出しないよう厳重に袋に封じ、指定の集積場所に保管後、適切に処分する。	環境	
植物	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等、オオカワヂシャ	Alternanthera philoxeroides, Gymnocoronis spilanthoides, Myriophyllum aquaticum, Ludwigia grandiflora, Veronica anagallis-aquatica	公示	滋賀県	滋賀県全域	R6.4.15～ R8.3.31	ナガエツルノゲイトウ Alternanthera philoxeroides、オオフサモ Myriophyllum aquaticum、オオバナミズキンバイ (亜種ウスゲオオバナミズキンバイ) Ludwigia grandiflora、ミズヒマワリGymnocoronis spilanthoides、オオカワヂシャ Veronica anagallis-aquatica による生態系等に係る被害の防止を目標として、防除に取り組み、被害の低減を図る。	調査、採取、防除により採取した個体の処分、モニタリングを行う。	環境	東近江市
複数の分類群	カミツキガメ、ハナガメ、ハナガメがニホンイシガメと交雑することにより生じた生物、ハナガメがミナミイシガメと交雑することにより生じた生物、ハナガメがクサガメと交雑することにより生じた生物、ウシガエル	Chelydra serpentina, Mauremys sinensis, Mauremys sinensis x Mauremys japonica, Mauremys sinensis x Mauremys mutica, Mauremys sinensis x Mauremys reevesii, Rana catesbeiana	認定	一般社団法人淡水生態研究所	京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の全域	R5.7.31～ R10.3.31	防除の対象となる特定外来生物による被害低減のための低密度管理	餌付き捕獲罟等を用いたアカミミガメ等の防除または捕獲調査時に混獲された個体を環境から排除し、適切に処分する。活動にあたっては、上記以外の鳥獣の繁殖に支障のないよう、配慮する。	環境	